

学校評価に関する実施状況調査結果について（令和元年度間）

徳島県教育委員会

【令和２年８月実施 徳島県調査による】

1 調査の目的

令和元年度間における県内の学校評価の実施状況を把握し、今後の本県の学校評価の実効性向上に向けた取組に生かす。

2 調査対象

幼稚園（８３園）、小学校（１６５校）、中学校（８１校）、
高等学校（３８校）、特別支援学校（１１校）

*有効回答率 １００％

3 調査基準日

令和元年度間（実績値）

4 調査項目と結果について

（１）調査対象校数の整理票（Ｐ２）

（２）学校評価について（Ｐ３～Ｐ６）

- ①自己評価の実施状況
- ②自己評価結果の設置者への報告
- ③自己評価結果の公表
- ④学校関係者評価の実施状況
- ⑤学校関係者評価結果の設置者への報告
- ⑥学校関係者評価結果の公表

（３）第三者評価について（Ｐ７）

○第三者評価の実施状況

※関連資料（Ｐ８～Ｐ１３）

（１）法令

【学校教育法】

【学校教育法施行規則】

（２）「学校評価ガイドライン〔平成２８年改訂〕」（抜粋）文部科学省

- ①学校評価の目的
- ②学校評価の定義及び留意点
- ③学校評価により期待される取組と効果

（３）「公立学校における学校評価に関するガイドライン」

（抜粋）徳島県教育委員会

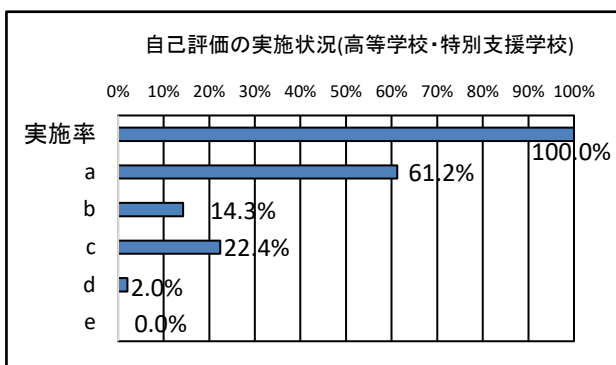
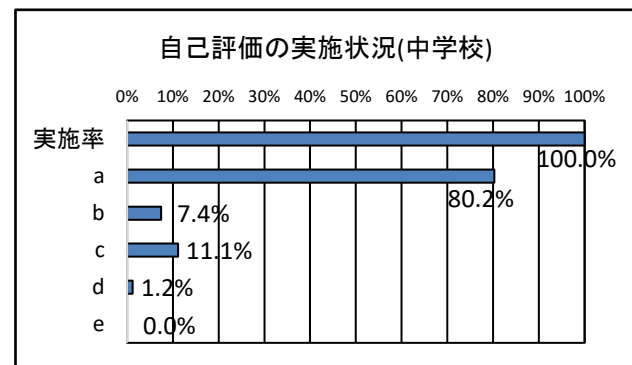
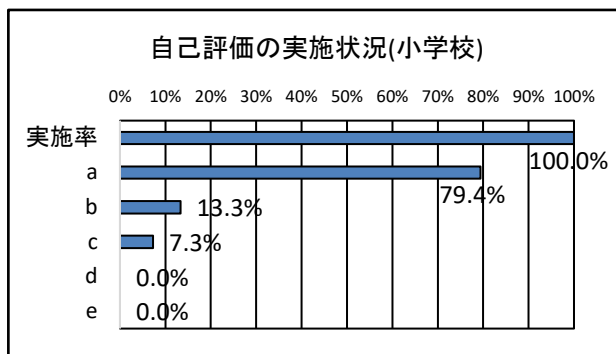
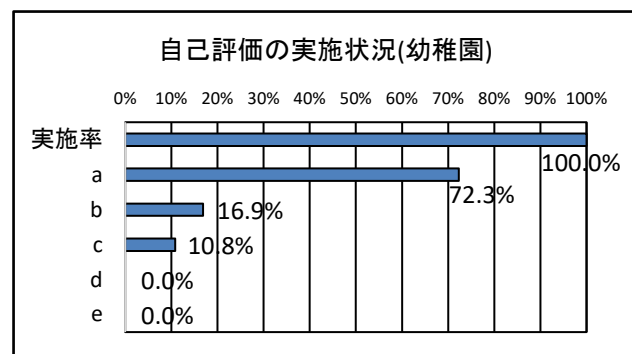
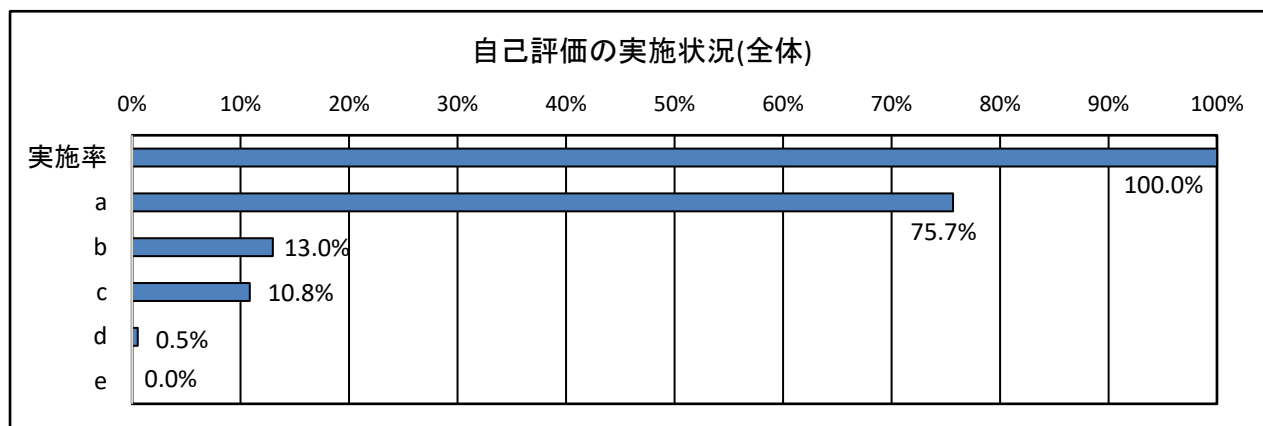
(1) 調査対象校数の整理票

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	全体
各教育委員会内の全学校数 (令和元年5月1日現在の学校基本 調査の学校数)A	109	185	85	49	428
各教育委員会内の休校等の学校数 (本調査の対象から除算する学校 数)B	26	20	4	0	50
調査対象の学校数(A-B)	83	165	81	49	378

(2) 学校評価について
① 自己評価の実施状況

※割合の分母：自己評価実施校数

- a 年度末に1回実施した b 年度末以外に1回実施した c 年2回又は3回実施した
d a～c以外の時期・回数で実施した e 実施していない



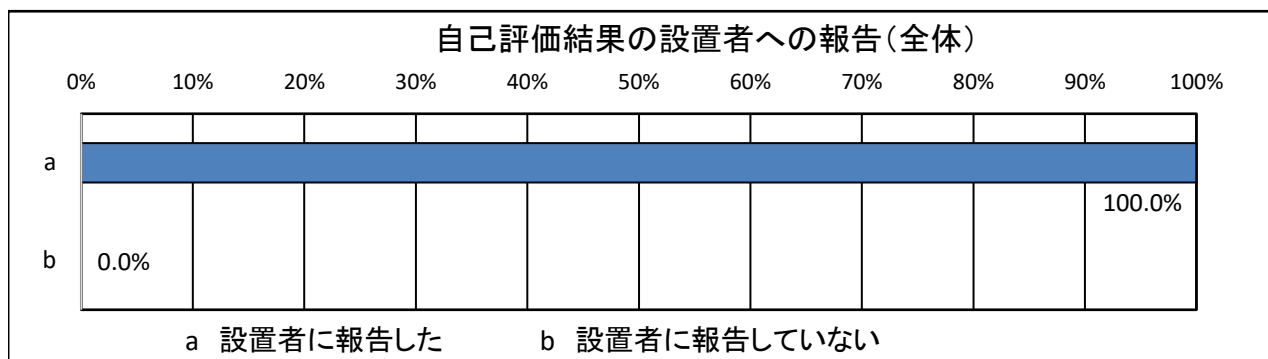
自己評価の実施については、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和元年度間の県内公立学校の実施率は100%である。自己評価の実施時期と頻度は、全体では75.7%の学校が年度末に1回実施したと回答した。

自己評価は、学校評価の基本となるものである。各学校においては、学校の現状を踏まえ、課題解決に向け、重点目標を掲げ、その目標を達成するための具体的な取組を進めることが求められる。

各学校においては、教育活動その他の学校運営について、目標(P l a n)－実行(D o)－評価(C h e c k)－改善(A c t i o n)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していく必要がある。

②自己評価結果の設置者への報告

※割合の分母：自己評価実施校数



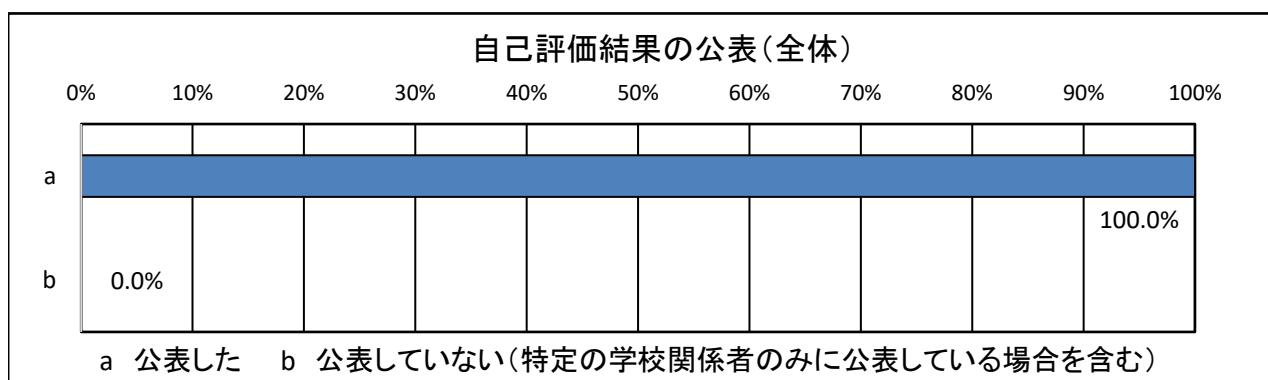
自己評価結果の設置者への報告は、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和元年度間の県内公立学校の報告率は100.0%である。

報告については、文部科学省の「学校評価ガイドライン」及び県教育委員会の「公立学校における学校評価に関するガイドライン」において、報告書の提出が適当であるとしている。

報告書の作成は、全教職員によって評価結果の検証が行われ、その後の学校運営の改善に向けての共通理解を図りやすいという効果がある。学校評価がより実効性ある取組となるよう、今後とも、全ての学校において分析結果を報告書として提出することが望まれる。

③自己評価結果の公表

※割合の分母：自己評価実施校数



自己評価結果の保護者及び地域住民等への公表は、学校教育法施行規則において義務づけられており、令和元年度間の県内公立学校の公表率は100.0%である。

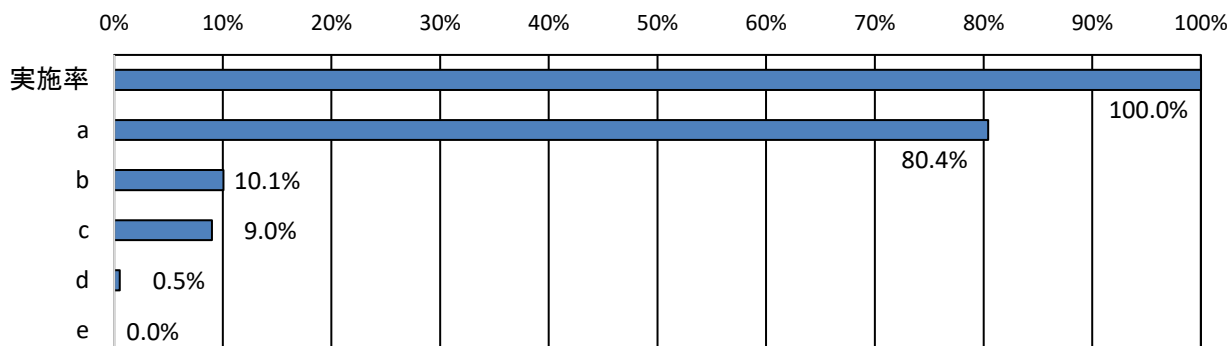
保護者及び地域住民等の理解を深め、開かれた学校づくりに向けて連携及び協力を推進していくために、自己評価結果を広く公表することが望まれている。

④学校関係者評価の実施状況

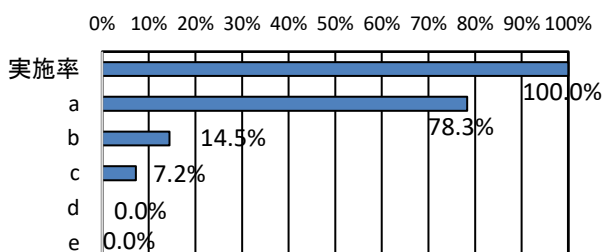
※割合の分母：学校関係者評価実施校数

- a 年度末に1回実施した b 年度末以外に1回実施した c 年2回又は3回実施した
d a～c以外の時期・回数で実施した e 実施していない

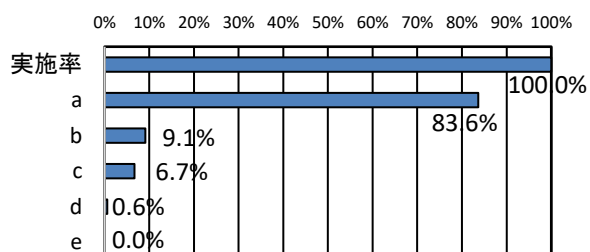
学校関係者評価の実施状況(全体)



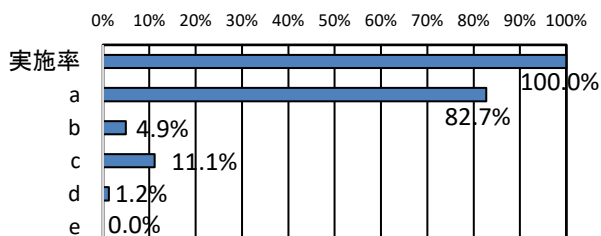
学校関係者評価の実施状況(幼稚園)



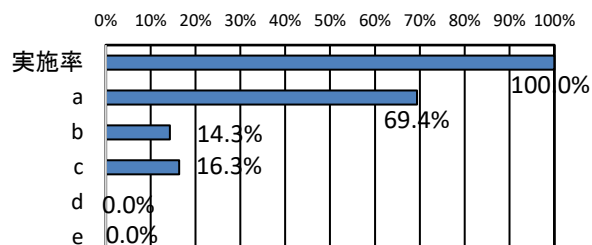
学校関係者評価の実施状況(小学校)



学校関係者評価の実施状況(中学校)



学校関係者評価の実施状況(高等学校・特別支援学校)

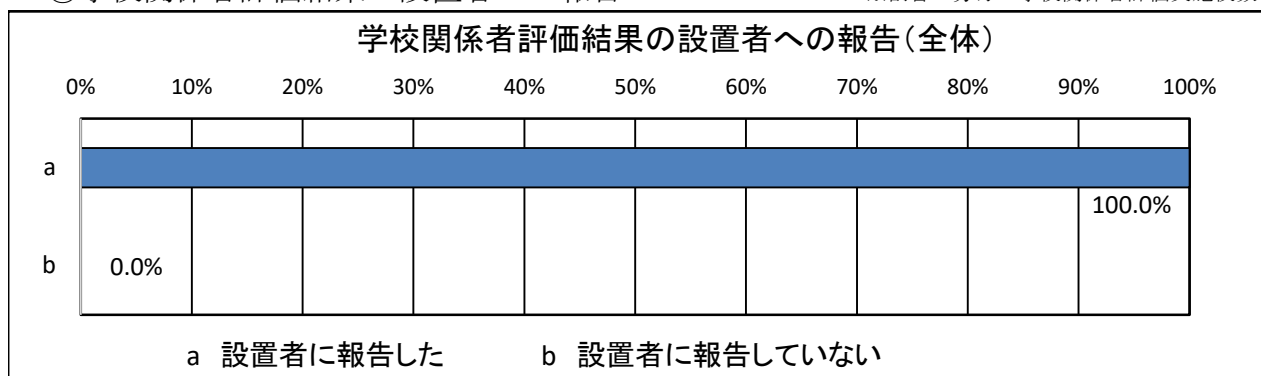


学校関係者評価の実施は、学校教育法施行規則において努力義務とされており、県教育委員会では県内全ての公立学校での実施を推進し、令和元年度間の県内公立学校の実施率は100.0%である。

今後とも、全ての公立学校で学校関係者評価が実施され、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力により学校運営の改善に当たることが望まれる。

⑤学校関係者評価結果の設置者への報告

※割合の分母：学校関係者評価実施校数



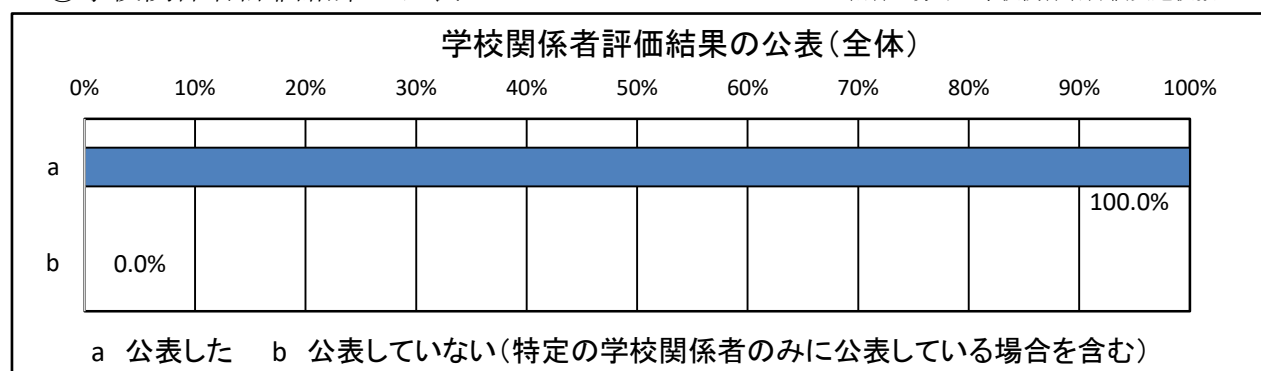
学校関係者評価結果の設置者への報告は、学校教育法施行規則において学校関係者評価を実施した場合に報告することが義務づけられており、令和元年度間の県内公立学校の報告率は100.0%である。

報告については、文部科学省の「学校評価ガイドライン」及び県教育委員会の「公立学校における学校評価に関するガイドライン」において、報告書の提出が適当であるとしている。

報告書の作成は、自己評価と同様に全教職員によって評価結果の検証が行われ、その後の学校運営の改善に向けての共通理解を図りやすいという効果がある。学校評価がより実効性ある取組となるよう、今後とも、全ての学校において分析結果を報告書として提出することが望まれる。

⑥学校関係者評価結果の公表

※割合の分母：学校関係者評価実施校数

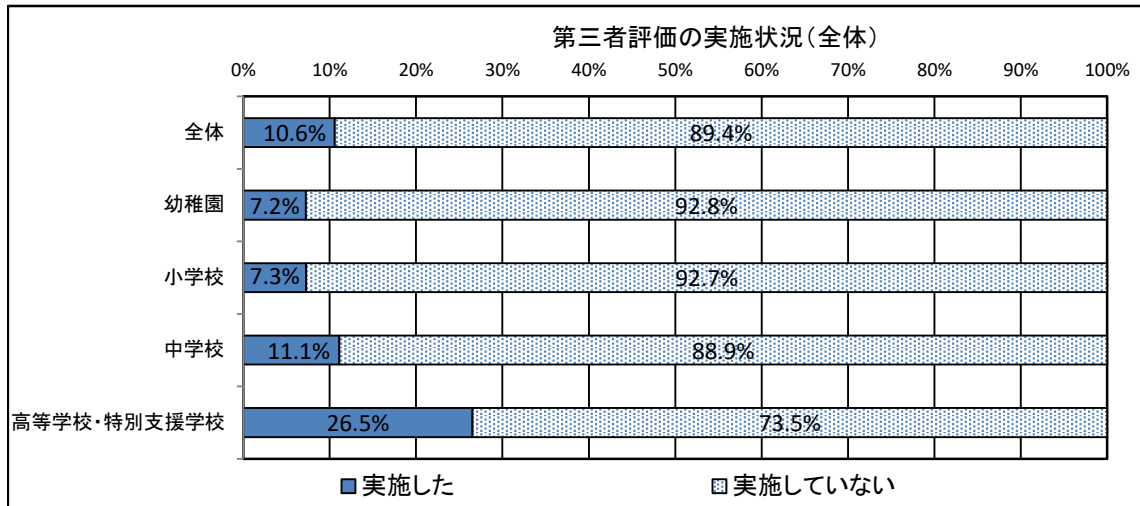


学校関係者評価結果の保護者及び地域住民等への公表は、学校教育法施行規則において努力義務とされている。県教育委員会では県内全ての公立学校で公表されることを推進しており、令和元年度間の県内公立学校の公表率は100.0%である。

保護者及び地域住民等の理解を深め、連携及び協力を推進していくためには、学校の現状やこれまでの努力とその成果を公表する必要がある。ホームページや学校便り等を活用して、学校関係者評価結果を広く公表することが引き続き望まれる。

(3) 第三者評価について
○第三者評価の実施状況

※割合の分母：調査対象校数



第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。なお、第三者評価は、学校とその設置者が必要があると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務が課せられているものではない。

令和元年度間の第三者評価の実施率は、全体で10.6%（幼稚園6園，小学校12校，中学校9校，高等学校8校，特別支援学校5校，計40校（園））である。

※ 関連資料

(1) 法令

【学校教育法】

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、義務教育学校（第49条の8）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）にも準用されている。

【学校教育法施行規則】

〔自己評価〕

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

〔学校関係者による評価〕

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

〔評価結果の報告〕

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、義務教育学校（第79条の8）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）にも準用されている。

(2) 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」(抜粋) 文部科学省

①学校評価の目的

学校評価の必要性と目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

- このことから、学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。

- ・各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ・各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ・各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

② 学校評価の定義及び留意点

本ガイドラインでは、上記法令の規定を踏まえて、学校評価の実施手法を以下の3つの形態に整理している。

- 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

自己評価

- 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

- 自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。
- 従前、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もみられたが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」としての保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。

③ 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。

- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。

さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

(3) 「公立学校における学校評価に関するガイドライン」(抜粋)

徳島県教育委員会

① 自己評価

(ア) 重点課題の把握

- 公立学校においては、毎年度、学校活動全般の状況について点検を行い、その当面する課題の中から、当該年度に重点的に取り組むべき課題（以下「重点課題」という。）を把握するものとする。
- 重点課題の把握に当たっては、保護者、児童生徒、地域住民等の学校活動に対する意見の聴取に努めなければならない。

(イ) 重点目標の設定

- 公立学校においては、各年度の重点課題を踏まえ、当該年度に達成すべき目標（以下「重点目標」という。）を設定するものとする。
- 重点目標は、重点課題の実現又は解決に向け、当該年度において達成すべき事項を体系的に示すものでなければならない。
- 重点目標の設定に当たっては、その達成の程度について客観的に評価できるものとなるよう、具体的な設定に努めなければならない。

(ウ) 評価指標の設定

- 公立学校においては、設定した重点目標のそれぞれについて、当該目標の達成度を評価するための指標（以下「評価指標」という。）を設定するものとする。
- 評価指標の設定は、当該指標に対応する重点目標を設定する際に、併せて行うことを原則とする。
- 評価指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を取り入れるよう努めなければならない。この場合において、学校活動に対する、保護者、地域住民等の満足度等のほか、その発達段階に応じ、児童生徒の満足度等を測定する方法の工夫に努めるものとする。

(エ) 活動計画の設定

- 公立学校においては、各重点目標の達成に向けた活動に関する必要な計画（以下「活動計画」という。）を定めるものとする。
- 活動計画を設定する際、必要な学校活動については、全校で実施するのか、もしくは校務分掌、学年及び教科等で実施するのかを明らかにする。
- 活動計画の設定に当たっては、その内容を具体化し、組織的な取組ができるようにする。

(オ) 重点目標の評価

- 公立学校においては、毎年度、重点目標の達成に向けた取組を行った後、各重点目標ごとに、その達成度についての評価を行うものとする。この場合において、重点目標の達成に資するよう、年度途中においても、必要に応じ、先行的・中間的な評価を行うことができる。

- 重点目標の評価に当たっては、設定された評価指標に基づき、当該指標上の達成度の取りまとめを行う。
- 重点目標の評価は、評価指標上の達成度を踏まえつつ、さらに幅広い観点から、総合的に行う。また、課題についての改善方策を含む自己評価結果をまとめるものとする。この場合において、保護者、児童生徒、地域住民等の学校活動に対する評価に留意するものとする。

②学校関係者評価

(ア) 評価組織の設置

- 学校関係者評価を実施するに当たっては、保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体等、学校と直接関係のある者で構成する組織（以下「学校関係者評価委員会」という。）を作るものとする。

(イ) 評価の実施

- 学校は学校関係者評価委員会に対して、重点目標や評価指標、評価計画の実施状況や総合評価等について説明する。評価者は、必要に応じ授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、学校長・教職員及び児童生徒との対話等を通じて、評価活動を行うものとする。
- 学校関係者評価委員会は、学校の自己評価の結果について評価し、その結果についてとりまとめるものとする。

③評価結果の次年度への反映

公立学校においては、各年度の重点目標の評価について、自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえつつ、課題を整理し、必要な改善方策を示すものとする。さらに学校活動全般についての点検を行い、その次年度における重点課題の把握及び重点目標の設定へ、これらを反映させるものとする。